仙台市薬局機能情報提供制度実施要領

令和6年3月28日健康福祉局長決裁

1 目的

本要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第8条の2の規定に基づき、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報(以下「薬局機能情報」という。)について、「薬局機能情報提供制度実施要領」(令和5年11月1日付け医薬発第1161第2号厚生労働省医薬局長通知別添2)に定めるもののほか、薬局開設者が保健所長に報告する方法、当市による当該情報の公表方法等を定めることを目的とする。

2 情報の取扱い

本制度は、薬局開設者が薬局機能情報を保健所長に対して報告し、保健所長は、 原則、報告を受けた薬局機能情報をそのまま公表するものとする。

薬局開設者は、薬局機能情報について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、当該薬局において薬剤師等は、住民・患者等からの相談等に適切に応じるよう努めることとする。

また、薬局開設者は、既に報告を行った薬局機能情報について誤りがあることに気がついた場合、保健所長に対し速やかにその訂正を申し出ることとし、保健所長は速やかに所要の是正措置を行うものとする。

3 運営体制

- (1) 本制度は、仙台市保健所健康福祉局医務薬務課(以下、「医務薬務課」とする。) において運営することを基本とするが、必要に応じて他部局との連携を図ることとする。
- (2)薬局開設者から報告された薬局機能情報の確認を行うとともに、市民等からの薬局機能情報に対する質問・相談及びそれに対する助言等について適切に対応すること。

4 薬局機能情報の報告

(1) 定期報告

薬局開設者は、毎年 12 月 31 日時点における薬局機能情報を、翌年 3 月 31 日までに、原則として医療機関等情報支援システム(以下「G-MIS」という。)により保健所長あて報告する。書面で報告する場合には、医務薬務課へ薬局機能情報定期報告書(様式第 1 号)及び調査票(薬局)を提出することによりこれに代えることができる。

(2) 新規薬局開設時の報告

新たに開設許可を受けた薬局開設者は、開設後30日以内に当該薬局の薬局機能情報を原則としてG-MISにより保健所長あて報告する。書面で報告する場合には、医務薬務課へ薬局機能情報定期報告書(様式第1号)及び調査票(薬局)を提出することによりこれに代えることができる。

(3) 随時報告

薬局開設者は、報告を行った医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)別表第1に掲げる事項のうち、第1の項第1号に掲げる基本情報及び第1の項第3号に掲げる薬局サービス等のうち薬剤師不在時間の有無(以下「基本情報等」という。)について変更があった場合には、原則としてG-MISにより速やかに保健所長あて報告する。書面で報告する場合には、医務薬務課へ薬局機能情報随時報告書(様式第2号)を提出することによりこれに代えることができる。

また、基本情報等以外の事項について変更があった場合については、定期報告時に報告を行うほか、利用者の利便性に配慮し、可能な限り速やかに同様の方法で、随時報告を行うよう努めるものとする。

5 薬局機能情報の公表

(1) 市による公表

市は、2の規定により薬局開設者から報告された薬局機能情報を全国統一的な検索・情報提供システム「医療情報ネット」により公表するとともに、PC等のモニター画面での表示、書面等により適宜閲覧に供し、インターネットを利用できない環境にある住民・患者等に配慮する。

(2) 薬局による情報提供

薬局開設者は、住民・患者等から当該薬局の薬局機能情報に関する相談・照会があった場合には、報告した薬局機能情報を、当該薬局において書面の閲覧又は電磁的方法(電子メール、インターネット、PC等モニター画面での表示、CD-ROM等の交付)により提供する。

また、当該薬局以外の薬局に対する相談・照会があった場合も、同様に適切な対応に努める ものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。